

日経 MOOK『「こちら秘書室」公認 接待の手土産 2023』 広告枠約款

第1条(本約款の適用)

本約款は、本約款に同意したうえで本サービス(第2条に定義します。本条において以下同じ)の利用にかかる申込みを行い株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間に適用されます。

第2条(本サービス)

1. 当社は、契約者に対して、本約款に基づき以下の各号に定めるサービスを提供します。
(1)日本経済新聞出版(以下「媒体社」という)が発行するムック本『「こちら秘書室」公認 接待の手土産 2023(仮称)』(以下「本ムック」といいます)に、契約者に関する情報及び契約者が本サービス(次号において定義します)の対象として指定する契約者以外の個人又は法人(以下「出稿者」といいます)に関する情報(以下、合わせて「契約者情報」といい、契約者又は出稿者が販売又は提供する商品又はサービス(以下「契約者商品」という)に関する情報、著作物、商標、商号、ロゴその他契約者から提供された一切の情報を含む)を広告記事(以下「広告記事」という)として掲載するサービス(以下「広告掲載サービス」といいます)。なお、広告掲載サービスの利用にあたり、契約者は広告記事の原稿を完全な状態で当社に提供するものとします。
(2)広告掲載サービスの利用に際し、契約者の希望に応じて、契約者又は出稿者及び契約者商品等の撮影又は取材し広告記事を制作するサービス(以下「記事制作サービス」といい、広告掲載サービスと合わせて「本サービス」といいます)。
2. 本サービスの詳細(デザイン、レイアウト、構成等を含む)がこれらに限られないについては、当社が決定し、当社はこれを随時自由に見直すことができるものとします。

第3条(本契約の成立及び条件)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し当社所定の方法に従って本申込書を提出することにより本サービスの利用を申し込むものとします。当社は、かかる本申込書の提出をもって、契約者が本約款に同意したものとみなします。
2. 本約款に基づく当社と利用希望者との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立します。
3. 前項により本契約が成立した後、当社が契約者情報及び広告記事が本ムックへの掲載に適さないと判断した場合、当社は、なんらの賠償義務を負うことなく本契約を解除することができるものとします。

第4条(契約期間)

本契約は、本契約成立日より有効とし、広告記事の掲載開始日から本ムックの発行終了までとします。

第5条(記事制作サービスの利用)

1. 当社及び媒体社は、契約者の指示により制作した記事等について、第三者より権利侵害等の訴えがあっても一切の責任を負わないものとし、契約者が自らの責任と負担で対処するものとします。
2. 記事制作サービスは、当社が記事制作サービスにかかる業務を委託する第三者が行うことができるものとし、契約者は記事制作サービス遂行のために必要な情報を提供するものとします。

第6条(知的財産権等)

1. 契約者情報に関する権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益にかかる権利を含む。以下同じ)は、契約者又は契約者情報に関する権利を有する者に帰属します。
2. 契約者は、当社に対し、当社が本サービスを提供するために必要な範囲において、契約者情報の全部又は一部を、複製、翻案、公衆送信等の方法により利用することを無償で許諾します。
3. 契約者は、当社に対し、当社が認めた個人又は法人その他の団体(以下「情報利用者」といいます)に対して、技術的方法の如何を問わず、契約者情報の全部又は一部を当社が提供することを無償で許諾し、情報利用者は、独自に作成し、又は公開する媒体(ウェブサイト、ブログ、メールマガジン、新聞、雑誌を含む)がこれらに限られず、デジタルの媒体であるかアナログの媒体であるかを問わない。また、媒体の作成又は公開が有償であるか否かも問わない)において契約者情報を複製、翻案、公衆送信等の方法により無償で利用することができるものとします。
4. 前2項のほか、契約者は、当社に対し、本サービスの提供に関連する当社の事業の範囲において、契約者情報の全部又は一部を、複製、翻案、公衆送信等の方法により利用することを無償で許諾するものとします。
5. 契約者は、当社及び情報利用者に対し、著作者人格権その他一切の知的財産権又は他のいかなる権利(以下あわせて「知的財産権等」といい、法律上保護される利益にかかる権利を含みます)をも行使せず、契約者情報に関する権利を有する者にこれらを行行使させないものとします。但し、情報利用者が、あらかじめ当社が定めた利用規約、ガイドライン等情報利用者と当社との契約(以下「情報利用規約等」といいます)に違反して契約者情報を利用し、契約者権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、契約者は、当該情報利用者に対して知的財産権等を行行使し、契約者情報に関する権利を有する者にこれらを行行使させることができるものとします。

第7条(禁止事項)

契約者は、契約者情報に以下の各号に該当する情報(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する情報を含む)を含めてはならないものとします。

- (1)第三者に誤認混同を生じさせる情報
- (2)当社もしくは第三者の商品もしくはサービスを誹謗中傷する情報又は当社もしくは第三者の品位や名誉を傷つける情報
- (3)著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益にかかる権利を含む)を侵害する情報
- (4)法令に違反する情報
- (5)公序良俗に反する情報
- (6)特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、又はこれらを助長する情報
- (7)第三者に対して迷惑を蒙らせる情報
- (8)その他媒体社が規定するガイドラインにて禁止する情報

(9)その他当社が別途禁止する情報

第8条(問い合わせ対応)

1. 契約者は、契約者情報及び広告記事にかかるユーザーからの問合せ、申込み等に遅滞なく誠実に対応するものとします。
2. 契約者情報又は広告記事に起因し又はこれに関連してユーザー若しくは当該ユーザーに関連する第三者と当社との間で紛争が生じた場合(契約者の提供する商品又はサービスに関する変更又はキャンセル、契約者の提供する商品若しくはサービスの瑕疵又は毀損に起因し又はこれに関連して生じた紛争を含む)がこれらに限られません。但し、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除きます。契約者は、当社を免責し、契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負うものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について必要があると判断した場合は、当社は、契約者の同意を得ることなく、ユーザー又は当該ユーザーに関連する第三者に対し、当該紛争に関する情報の提供その他の協力を行い、又は当社自らが当該紛争に対応することができるものとします。契約者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含む)がこれらに限られないを負担するものとします。
4. 契約者は、第2項の紛争の解決にあたっては、適切に対応し、当社が要請した場合は当社に対して随時経過の報告を行うものとします。また、契約者が当該紛争の解決にあたって、ユーザー又は当該ユーザーに関連する第三者に対して通知等を行う場合には、契約者は当社に対して、あらかじめ当該通知等の内容について報告を行うものとします。

第9条(契約者情報に関する責任)

1. 契約者は、当社又は情報利用者による契約者情報の利用が、著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益にかかる権利を含みます)を侵害しないよう契約者の責任と負担において当該第三者との間で必要なすべての権利処理をあらかじめ完了させるものとします。
2. 当社又は情報利用者による契約者情報の利用に起因し又はこれに関連して、当社又は契約者と第三者との間で紛争が生じた場合(但し、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除きます)、契約者は、当社を免責し、契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負うものとします。但し、その必要があると当社が判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができ、契約者は、当社が当該紛争に対応したことによって発生した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含む)がこれらに限られないを負担するものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、情報利用者が、情報利用規約等に違反して契約者情報を利用して契約者もしくは出稿者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあると当社が判断した場合には、当社は、当社所定の方法に従い、当該情報利用者に対して当該違反行為の中止等を求める。但し、当社が本条に基づく措置を講じたにもかかわらず、当該情報利用者が、情報利用規約等に違反して契約者情報を利用して契約者又は出稿者の権利を侵害した場合には、当社は、契約者及び出稿者に対してそれ以上の責任を負わない。

第10条(契約者の出稿者に関する責任)

1. 契約者が、本サービスの対象として出稿者を指定した場合は、契約者は、自己の責任と負担において、当該出稿者から予め当該指定にかかる同意を得るとともに、当該出稿者に本約款と同等の条件(契約者が同意する当社の責任を制限する内容の条件、契約者が本約款において負担する義務及び責任に関する条件を含む)がこれらに限られない。但し、支払に関する条件を除きます)に同意させたうえで、当該条件に定められる義務及び責任を負担させ、これらを遵守させる責任を当社に対して負う。当社は、当該出稿者の行為及び故意・過失を、契約者の行為及び故意・過失とみなし、契約者に対し当該出稿者の行為につきその責任を問うことができるものとします。
2. 契約者が、本サービスの対象として出稿者を指定したことに関し又はこれに関連して当社、契約者及び出稿者との間で紛争が生じた場合(但し、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除きます)は、契約者は、当社を免責し、契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負うものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について必要があると判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができるものとします。契約者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含む)がこれらに限られないを負担するものとします。

第11条(料金)

1. 契約者は、当社に対し、本サービスの利用の対価として本申込書にて定める利用料金、手数料、費用等(以下併せて「利用料金等」という)を当社が定める時期、方法により支払うものとします。
2. 契約者の都合により本サービスの利用を一時停止した場合であっても、契約者は、その停止期間にかかる利用料金等を支払わねばならない。

第12条(相殺)

当社は、契約者に対して負担する債務の全部又は一部と、契約者に対して有する債権の全部又は一部とを、その債権債務の弁済期の到来の有無にかかわらず、いつでもこれを対金額において相殺することができる。

第13条(非保証)

当社は、本約款に別段の定めがある場合を除き、契約者への本サービスの提供に関し、明示的又は黙示的であるかを問わず、期待若しくは特定の目的への適合性、機能及び効果の有効性、完全性、有用性又はシステムへの脅威に対する安全性についていかなる保証も行いません。

第14条(賠償)

1. 本サービスに起因し、又はこれに関連して、当社の故意・重過失により契約者が損害を被った場合に限り、当社は、契約者にその損害を賠償する。
2. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用されます。

第15条(個人情報、秘密情報の取扱い)

1. 契約者は、本約款の内容及び直接間接を問わず本サービスを通じて知り得た

一切の情報(ユーザーの氏名、電子メールアドレス、電話番号、性別、生年月日、住所、予約履歴、購入履歴その他ユーザーに関する一切の情報、当社の秘密に属する情報を含むがこれらに限られず、以下これらを「秘密情報等」といいます)を、本契約期間中又は本契約の終了後にかかわらず、個人情報保護法、不正競争防止法その他の法令を遵守してこれらを取り扱い、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはならず、また第三者)に開示し、使用させてはならないものとします。

- 前項の定めにかかわらず、契約者は、契約者の責任において、出稿者に限り、秘密情報等を開示し、使用させることができます。但し、契約者は、出稿者に秘密情報等を開示し、使用させる場合には、当該出稿者に本条と同等の義務を課さなければならないものとします。
- 契約者が秘密情報等を使用するにあたって、当社の責めに帰すべき事由によらず契約者又は出稿者その他第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。
- 契約者が秘密情報等を使用するにあたって、契約者又は出稿者の責に帰すべき事由により当社と出稿者その他第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、当社を免責し、契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。
- 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について必要があると判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができる。契約者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担するものとします。

第16条(本契約の終了)

- 当社は、本契約期間中においても、契約者に対し書面又は電子メールにより通知を行うことにより本契約を終了させることができる。
- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対する何らの通知及び催告なしに本契約を直ちに終了させることができる。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済するものとする。なお、本条による本契約の終了は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - 契約者が本約款に違反した場合
 - 契約者又は出稿者が飲食店その他の営業の停止又は廃止をした場合
 - 契約者又は出稿者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - 契約者又は出稿者が自己の営業を行うために必要な許可を有しない場合
 - 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
 - 契約者又は出稿者が仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自ら行った場合
 - 契約者又は出稿者が支払を停止し、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合
 - 契約者又は出稿者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 前3号のほか、契約者又は出稿者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
 - 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合
- 契約者は、本契約期間中においても、当社に対し書面又は電子メールにより通知を行うことにより、当該通知の到達日をもって、本契約を将来に向けて解約することができる。但し、この場合、契約者は当社に対し、違約金として、以下の金額を支払うものとする。

解約日	違約金の額
2022年12月23日(金)~2023年2月28日(火)18時まで	利用料金等の50%
2023年2月28日(火)18時以降	利用料金等の100%

第17条(反社会的勢力の排除)

- 当社及び契約者は、相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。当社及び契約者は、前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、直ちに相手方に通知するものとする。
 - 暴力団
 - 暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - その他前各号に準ずる者(以下、前各号に該当する者を含み、総称して「反社会的勢力」といいます)
- 当社又は契約者は、前項に定める通知を受領した場合又は相手方が前項の各号に該当する者であることが判明した場合、何らの通知又は催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。
- 当社及び契約者は、自ら又は第三者をして以下の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - 暴力的要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求
 - 取引に関して、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
 - 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 当社及び契約者は、相手方が前項に違反した場合には、相手方に対し、何ら

の催告なしに本契約を解除することができるものとします。本条に違反した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務(個別契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の解除は、本条の違反者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

- 当社及び契約者は、相手方が反社会的勢力に該当すると判断した場合、相手方に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、相手方はこれに誠やかに応じるものとします。相手方がこれに速やかに応じず、誠実に対応しない場合、相手方に対し、何らの催告なしに本契約を解除することができるものとします。

第18条(不可抗力)

当社は、天災、地変、戦争、騒乱、伝染病、疫病、労働争議、火災、法令の制定若しくは改廃、政府又は地方公共団体による規制その他の行為、運送事業者又は電気若しくは通信事業者その他の第三者による履行遅滞、債務不履行その他の不可抗力により直接的又は間接的に引き起こされた、本契約に基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、契約者にはいかなる責任も負わないものとします。

第19条(再委託)

当社は、当社の責任において、本サービスの提供にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第20条(権利義務の譲渡等)

- 契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位を承継させ、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供することはできません。
- 当社が本サービスにかかる事業を第三者に譲渡し、又は当社が消滅会社若しくは分割会社となる合併若しくは会社分割等により本サービスにかかる事業を包括承継させたときは、当社は、当該事業譲渡等に伴い、本契約上の地位、権利及び義務並びに契約者情報を当該事業譲渡等の譲受人又は承継人に譲渡することができるものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとする。

第21条(通知・届出)

- 当社から契約者に対する通知は、本申込書により当社に届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信、契約者の住所への書面の送付又は当社のウェブサイト(以下「当社サイト」といいます)若しくは契約者に提供する管理システム(以下「管理システム」といいます)への掲載等、当社が適当と判断した方法によるものとします。なお、当社が電子メールの送信、書面の送付又は当社サイト若しくは管理システムへの掲載により通知を行う場合は、当該通知は、当社が電子メールを送信した時点、書面を送付した時点又は当社サイト若しくは管理システムにおいて送信可能化した時点で到達したものとみなします。
- 契約者は、本申込書の記載事項に変更が生じる場合は、事前に(やむを得ない場合は事後遅滞なく)、当社に対し、当社所定の方法に従い、届け出るものとする。
- 契約者は、自己の事業を第三者に承継させる場合(合併、会社分割、事業譲渡等を含みますが、これらに限られません)、当社に対し、当社所定の方法に従い、事前にその旨を届け出るものとします。当社は、当該届出の内容を確認の上、契約者に対して必要な資料の提出等を要請することができ、契約者はこれに対応しなければならないものとします。但し、当該届出をもって、第20条(権利義務の譲渡等)に定める義務を免れないものとします。
- 当社から契約者への通知について、契約者はこれを確認するものとする。契約者が当社からの通知を確認せず、又は契約者による届出義務の懈怠により延着若しくは不到達となった場合、これによって、契約者に発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第22条(本約款の変更)

- 当社は、本約款に定める権利義務に影響を生じさせない形式的な変更については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。
- 契約者の一般の利益に適合する本約款の変更については、当社が申込書で指定する本約款を掲載したウェブサイト(以下「約款ページ」といいます)上に改定後の本約款を掲載し周知するとともに、本約款を変更することができます。この場合、当社は変更の効力発生日(以下「改定日」といいます)を定め、当該改定日をもって改定後の本約款が適用されます。
- 本約款の目的に反せず変更の必要性がある場合は、当社は、本約款の改定日の2週間(当社がこれより長い期間を定めた場合はかかる期間)前までに約款ページ上に改定後の本約款を掲載し周知した上で、本約款を変更することができます。この場合、当該改定日をもって改定後の本約款が適用されます。なお、本約款の変更例は、以下に掲げるとおりとなりますが、これらに限られません。(変更例)

- 新たな個別サービスの追加(有料の個別サービスを除く)
- 従前の個別サービスの陳腐化に伴う変更及び廃止
- 違法又は不当行為を防止するための禁止項目の追加
- 違法又は不当行為を防止するための権利の制限
- 個別サービスの品質を維持するための料金値上げ等

第23条(完全合意)

本契約の契約締結以前における当社及び契約者間の明示又は黙示の合意、協議、申し入れは、本契約の内容と矛盾又はこれに抵触する場合はその効力を有しない。

第24条(分離可能性)

本約款について、いずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

第25条(存続条項)

- 終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、その全ての履行が終了するまで本約款が適用されます。
- 前項のほか、終了原因の如何を問わず、第6条(知的財産権等)、第8条(問い合わせ対応)、第9条(契約者情報に関する責任)、第10条(契約者の出稿者に関する責任)、第12条(相殺)、第13条(非保証)、第14条(賠償)、第

15条(個人情報、秘密情報の取扱い)、第16条(本契約の終了)第2項及び第3項、第17条(反社会的勢力の排除)第4項、第20条(権利義務の譲渡等)、第23条(完全合意)、第24条(分離可能性)、本条、第26条(準拠法、管轄裁判所)、第27条(本契約終了後における契約者情報の利用)は有効に存続します。但し、第15条(個人情報、秘密情報の取扱い)については、3年に限り存続します。

第26条(準拠法、管轄裁判所)

本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠する。当事者は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の争訟について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第27条(本契約終了後における契約者情報の利用)

当社は、終了事由の如何を問わず、本契約終了後においても、契約者情報をユーザーに対して提供する等当社の事業の範囲において引き続き利用することができるものとします。

以上
制定日 2022年5月17日